

SERVICE INFORMATION

サービス情報

福祉

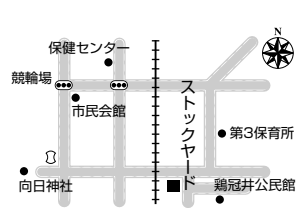
くらしの資金貸付

疾病や失業により、一時的にお金のやりくりに困ったり、緊急に資金を必要とする方のために、くらしの資金の相談を受付けます。

- 貸付限度額／一世帯あたり10万円以内
- 申込受付期間／12月2日(月)～11日(水)まで
※土日を除く午前9:00～午後5:00
- 申込み／向日市社会福祉協議会地域福祉係 ☎932-1961へ。

ごみ減量

牛乳パック回収



向日市牛乳パックリサイクル協議会では、牛乳パック回収のためのストックヤードを設置しています。また、市役所玄関にも回収

箱を設置しています。

回収日は、毎月第3土曜日午前10:00～11:00(祝休日、雨天の場合は翌週)です。

☎環境政策課(内線232)

生ごみ堆肥化容器に補助金

ごみの減量と有効利用を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した人に対し、補助金を交付していま

す。補助金の額は、1基につき購入金額の2分の1で限度額は4,000円です。

1世帯につき2基までが補助の対象となります。

申請用紙に振込先等を記入し、容器購入費の領収書を添えて提出してください。

☎環境政策課(内線227)

健康

骨髄バンクドナー登録会

●日時／12月4日(水) 午前10:00～11:30・午後1:00～3:15(受付時間)

●場所／長岡京市役所

●ドナー登録できる方／20歳～50歳の健康な方

●申込み／向陽保健所保健福祉課健康係 ☎933-1153

※当日受付もしておりますが、検査準備の都合上、お電話でご予約ください。

※受付から採血まで45分、登録は無料です。献血も同時に行っています。

安全

毒物劇物危害防止運動

毒物・劇物は農薬、燃料、洗剤など、私たちの身近で使用されていますが、人体への影響が強いことから、取扱いの際には十分な注意が必要です。

毒物劇物取扱者の皆さんは、次のことを守り、正しい使用・保管管理・廃棄を行きましょう。

●盗難にあわないよう、鍵のかかる専用の保管庫に入れましょう。

●容器、保管場所には「医薬用外毒物」「医薬用

外劇物」と正しく表示しましょう。

●常に在庫を確認し、もし盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡しましょう。

☎京都府向陽保健所環境衛生課 ☎933-1241

議会日程

11/25(月)	本会議(第1日)／午前10:00・議場
12/5(木)	本会議(一般質問)／午前10:00・議場
6(金)	本会議(一般質問)／午前10:00・議場
9(月)	本会議(予備日)／午前10:00・議場
11(水)	厚生常任委員会／午前10:00・大会議室
12(木)	建設環境常任委員会／午前10:00・大会議室
13(金)	文教常任委員会／午前10:00・大会議室
16(月)	総務常任委員会／午前10:00・大会議室
19(木)	本会議(最終日)／午前10:00・議場

※一般質問の事項は、公共施設などで事前に公表します。

お問い合わせ 議会事務局(内線317)

文化資料館ラウンジ展示

「むこうまちアルバム」

戦後から高度成長期を経て市制以降、現在までの向日町・向日市のような写真を撮影した写真を、パネル展示しています。

昭和10年(1935)の向日町町並み復元模型もあわせて展示しています。

開催中(12月1日(日)まで)

午前10:00～午後6:00(入館は5:30まで)
文化資料館ラウンジ

お問い合わせ／文化資料館 ☎931-1182

COMMUNICATION CORNER

人と人をつなぐ 市民の情報掲示板
コミュニケーション
コーナー



クラブ・サークルなどの会員募集や催しに関する情報をお寄せください。必要事項を書いて掲載希望日の1か月前までに郵送、FAX、電子メールなどで秘書広報課広報係(内線240)へ送ってください。同一内容の掲載は、年1回までとします。
なお、紙面の都合上掲載できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

会員募集

●ボーイスカウト向日第1団餅つき大会 スカウトの募集を兼ねて餅つき大会を行います。皆さまお揃いで遊びにお越しください。12月15日(日)午前10:00～、(市民体育館横)市民ふれあい広場。

●なでしこペンクラブ 第1・3火曜日午後6:45～8:45、上植野コミュニティセンター。一度見学にお越しください。☎山中さん ☎932-2820(午後5:30以降)

●向陽詩吟クラブ 第1・3金曜日午後7:00～9:00、中央公民館。一度見学にお越しください。☎中井さん ☎931-2467

催しなど

●ひとり親家庭のクリスマス会のご案内 乙訓連合三つ和母子会では、母子・父子家庭のクリスマス会を12月15日(日)午後1:30から長岡京市立産業文化会館で開催します。申込みは、12月2日(月)までに三つ和母子会の堀さん ☎934-6481または向陽保健所支援係 ☎933-1154へ。

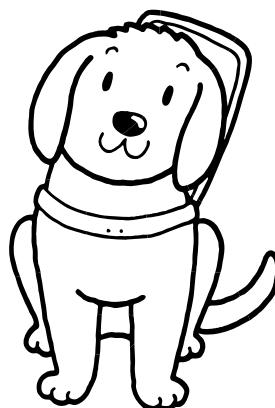
●失明予防講演会 12月1日(日)午後1:30～4:00、長岡京市立産業文化会館。眼科疾患に関する講演、視覚障害者に対する福祉制度について、視覚障害者の体験報告、ロービジョン関係の用具の展示など。
☎(社)京都府視覚障害者協会事務局 ☎707-5040

障害者の自立と社会参加の促進を目的に
「身体障害者補助犬法」が施行されました

身体障害者の自立および社会参加の促進を図るため、10月1日から「身体障害者補助犬法」および「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」が施行されました。

この法律は、身体障害者補助犬の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関などを利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができるようにするためのものです。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



※身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬および聴導犬のことをいいます。

■平成14年10月1日から■

●国や地方公共団体等(以下「国等」という。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合、補助犬の同伴を拒んではならない。

●国等は、国等の事業所等に勤務する身体障害者がその事業所等において補助犬を使用すること及び国等が管理する住宅(公営住宅)に居住する身体障害者がその住宅で補助犬を使用することを拒んではならない。

なお、民間事業所及び民間住宅においても、補助犬の使用を拒まないよう努めなければならない。

●公共交通事業者等は、その管理する旅客施設及び旅客の運搬を行うための車両等を身体障害者が利用する場合、補助犬の同伴を拒んではならない。

■平成15年10月1日から■

●不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、その施設を身体障害者が利用する場合、補助犬の同伴を拒んではならない。